

2021年3月19日

ニフティ労働組合
執行委員長 西原 俊輔 様

ニフティライフスタイル株式会社
代表取締役社長 成田 隆志



回 答 書

2021年2月25日付「ニフティ労働組合第42号」の要求書に対し、次のとおり回答します。

1. 一時金

(1) 支給額

2021年度賞与については、現在と同水準である4.5ヶ月（組合員一人当たり平均1,458,000円）とすることを検討しているが、昨今のコロナ禍における市況・当社業績などを総合的に勘案し、半期分ごとに執行役員会にて決定する。

以 上